工事特記仕様書

第１章　総則

第１節

第１条　適用範囲

１．この特記仕様書は、上郡系施設水位計更新工事に適用する。

第２条　準拠仕様等

１．準拠仕様等については、「水道工事標準仕様書【設備工事編】」（(公社)日本水道協会発行）とし、以下の法令、仕様書等も適用する。

１）水道法
２）水道施設設計指針（日本水道協会）
３）水道維持管理指針（日本水道協会）
４）水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
５）水道工事標準仕様書（日本水道協会）
６）日本産業規格（ＪＩＳ）
７）電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）
８）日本電機工業会標準規格（ＪＥＭ）
９）その他関係諸法令及び諸規格等

第３条　工事番号・工事名および施工場所等

１．工事番号　上工第Ｒ０７－３号
２．工 事 名　上郡系施設水位計更新工事
３．施工場所　赤穂郡上郡町上郡地内外
４．工　　期　契約日の翌日から令和８年３月 16 日

第４条　工事の着手および承諾図の提出

１．受注者は、契約後速やかに監督員と詳細な打合せを行い工事に着手するものとし、打合せ記録を必ず提出すること。また打合せ後は設計図書に基づき承諾図書、設計計算書等を作成、提出し、監督員の承諾を受けてから機器の製作ならびに工事の施工に着手すること。

第５条　疑義

１．機器の製作および工事の施工において疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議を行い、その指示に従うこと

第 6 条　工事範囲と受注者の責任範囲

1．受注者は、設計図書に示す一切の工事に責任をもって施工すること。また、設計図書等に明記なき事項であっても、法規上・施工上または目的とする機能のために必要なものは、受注者の責任と負担において施工すること。

2．受注者は、施工施設全体の運転制御システムを事前に理解し、システム障害等が発生しないよう努めること。なお、工事が原因によるシステム障害が発生した場合、受注者側の責により対処すること。

第 7 条　工事施工

1．工事施工上、建築物の構造変更、機器の設置位置変更等で発生する軽微な変更は、請負金額に増減なく施工すること。

第 8 条　発生材の処理

1．建設廃材等が発生するときは、関係法令に基づき受注者の責任において適正に処理すること。

2．各機場で発生した建設廃材等は、域内中継ポンプ場において集約し、積込み・運搬すること。

第 9 条　保証

1．本工事において納入される機器、材料等の保証期間は 1 年間とする。

2．工事完成引渡し後、受注者の製作、施工上の責任と判断される故障等の不良が発生した場合及び性能、機能上の不備、欠陥が発生した場合は、別途協議のうえ監督員の指示に従い、受注者の負担により修理、取替えまたは再調整を行うものとする。なお、契約不適合責任期間等は契約書による。

第 10 条　試験及び検査

1．一般事項

1）本設備に使用する機器、材料は関係法令、関係規格等によって製作し、所定の試験、検査に合格したものとする。

2）試験ならびに検査は、監督員立会いのもとに受注者が行うことを原則とするが、監督員が立会うことが出来ない場合や汎用機器については製作工場自身で試験を実施し、その成績表等を提出するものとする。

3）主要機器の工場試験ならびに現地試験については以下に記載するとおりである。

2．工場試験及び検査

1）主要資機材、工場製作機器等のうち監督員が指定するものについては、製作工場において、試験を実施し、その成績表等を事前に監督員へ提出するものとする。

3．現地試験及び検査

1）現地据付完了後、機器据付外観検査、機器単体調整検査、各機器との組合せ動作確認試験等を実施する。

４．その他

１）細部については、監督員と協議し、その指示を受けること。

第 11 条　提出書類

１．受注者は、次の書類を提出しなければならない。

１）工事施工計画及び下請人等通知書　　契約締結後及び内容の変更後速やかに

２）経歴書（現場代理人、主任技術者または監理技術者、専門技術者）
契約締結後速やかに

３）工程表　　契約書に示す日以内

４）工事報告書　　工事完了時

５）工事写真　　工事完了時または、監督員が求めた場合

６）工事完成届　　工事完了時

７）工事完了引渡書　　工事完了検査終了後

８）その他

２．現場代理人は、次の書類を提出しなければならない。

１）施工計画書　　工事着手前(概ね 30 日前)及び内容を変更する場合速やかに　工事概要、計画工程表、現場組織表、指定機械、主要資材、施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）、施工管理計画、安全管理、緊急時の体制及び対応、交通管理、環境対策、現場作業環境の整備、再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法、その他　　※該当するもののみ

２）工事承諾願　　その都度 工事承認図、使用材料承諾願、その他

３）月別工事工程表　　当初

４）履行報告書　　毎月末

５）工事日報　　工事日

６）工事打合簿　　打合せの都度 7 日以内

７）立会願　　その都度

８）再生資源利用計画書（実施書）　処理前及び完了後

９）再生資源利用促進計画書（実施書）　処理前及び完了後

10）産業廃棄物処理報告書　　工事完了時
産業廃棄物管理票交付状況総括票、建設廃棄物処理委託契約書コピー、マニフェストコピー、その他

11）その他

第 12 条　打合せ等

１．工事を適正かつ円滑に実施するため、現場代理人と監督員は常に密接な連絡をとり、工事の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリ又はＥメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

２．現場代理人は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合速やかに監督員と協議しなければならない。

第 13 条　貸与品等

１．工事に必要な図書等は発注者の所有するものを使用できるものとする。その場合、事前に監督

員の承諾を得るものとする。

2.受注者は、貸与された図書等の必要がなくなった場合は、直ちに監督員に返却するものとする。

3．受注者は、貸与された図書等を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

第14条　衛生管理

1．本工事により浄配水工程の水に接触が想定される作業が発生する場合、従事する者は、次の各号に示す感染性疾病に罹患していないことの証明として、検査資格を有する機関の発行した健康診断書（細菌検査）を提出すること。なお、工事の期間が健康診断書の発行日から起算して６箇月を超える場合は、当該起算日から６箇月を超えない期日までに新たに健康診断書を提出すること。

・細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（0157）、腸チフス、パラチフス

第15条　完成書類

1．完成書類として下記のものを提出する。

1）報告書（Ａ４版ファイルに収納したもの）

・・・・工事承諾願、工事日報、工事打合せ簿、試験ならびに試運転調整結果をとりまとめたもの、その他監督員が指示するものを取り纏める。提出部数は、１部とする。

2）完成図書（Ａ４版ファイルに収納したもの）

・・・・機器図、工事図、配線図、使用資材、各種試験成績書、取扱説明書等を収録し、Ａ４版以外は折り込みを行う。提出部数は、３部とする。

また、別途既存図面（４穴ファイル収納）差替え用に穴開けを行いＡ４版以外は折り込みを行う。提出部数は、３部とする。

3）工事写真（Ａ４版ファイルに収納したもの）

・・・・各機器の着工前，作業中，交換部品新旧，完了等を撮影したもの。提出部数は、１部とする。

4）電子データ・・・上記1)～3)を電子化（PDF）しハードケースに収納したもの　１式

※CADで作成したものについては、CADデータ(DXF)を収録すること。

5）その他監督員が指示するもの

第16条　留意事項

1．本工事による作業時間は、平日の午前９時から午後５時までの間とし、作業を途中で終了し、その翌日以降に実施する場合、起動・停止・警報等、自動制御に係る全ての動作確認を同時間内に実施すること。また、作業中であっても水道の安定供給の継続を最優先とし、監督員より作業の中止が指示された場合は、起動・停止・警報等、自動制御に係る全ての動作確認を実施し、供給先の復旧に協力すること。

2．工事は必要とする資格を有したものが実施すること。

３．現場据付、調整に必要な材料は受注者にて負担すること。

４．工事用の電力については、受注者の負担とする。水道については、当該施設の水栓の使用を認める。ただし、節水に努め大量の使用は認めない。

第 17 条　法定外の労災保険の付保について

１．本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならず、契約書第 57 条（火災保険等）に基づき、受注者は保険契約を締結したのち、その証券等を発注者に提示すること。

第２章　工事概要

第１節　対象施設及び機器

（１）川向水源地 No.１原水槽水位計及び水位計用ノイズフィルタ　各１台

（２）域内中継ポンプ場 No.１送水ポンプ井水位計　１台

（３）第３配水池 No.１水位計　１台

第２節　機器仕様

（１）圧力形液位伝送器

１）更新内容

圧力形液位伝送器の取替えを行う。

２）機器

・圧力形液位伝送器（開放タンク用）　３台

・その他必要なもの　１式

３）仕様

フランジ形、LCD 指示計内蔵、アレスタ内蔵

２線式　電源:24VDC　出力：4-20mADC（HART5 通信形）

フランジサイズ：JIS 10K 80A、突出長 0mm

防塵・防水構造：IP66 以上　禁油処理：有

電線配管口サイズ：G1/2

４）測定対象

液体（水）

５）材質

・フランジ　SUS316（相当品可）

・ 接液部（ダイアフラム）

高圧部　SUS316L（相当品可）

低圧部　SUS316L または ハステロイ C-276（相当品可）

６）付属品

・フランジパッキン（RF 形 EPDM 製）　一式

・フランジボルト・ナット（ステンレス鋼）　一式

７）既設機器（参考）

㈱東芝　AP3183JBAAHB

（２）ノイズフィルタ（川向水源地 No.１原水槽水位計のみ）

１）更新内容

水位計用ノイズフィルタの取替えを行う。

２）機器

・ノイズフィルタ　１台

・その他必要なもの　１式

３）仕様（目的）

使用電圧：24VDC、減衰特性(参考値):30dB 以上

（圧力形液位伝送器の入出力におけるノイズの抑制を目的とする）

※防水を考慮し水位計電源接続口付近に端子箱等を設置し格納すること。

４）既設機器（参考）

㈱東芝　AP3000-NF

（３）その他

部品取替えに伴う配線加工を含む。

配線は既設流用を前提とするが、必要に応じて取替えを行う。

第３節　施工内容

（１）施工内容については、第２節における機器の交換を実施する。

（２）施工前に既設機器の取付状況を確認したうえ、新設品の取付に既設配管等の改修が必要となる場合は、監督員と協議の上決定する。なお、信号及び電源配線は別紙配線接続図のとおり既設利用とするが、接続端子の変更、取付に係る部材並びに必要な資材は本工事に含む。

（３）工事の施工にあたっては、監督員と十分な工程打合せを行い、施工順序及び方法等を詳細に打合せ、これに基づき施工すること。